

# 穴栗市自動販売機設置事業者募集要項

令和5年3月

宍粟市における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を下記のとおり実施します。

## 1 募集物件の概要

物件番号	設置場所及び外形寸法上限等	台数	品目	最低貸付料 (年額)
1	宍粟市一宮町安積 1347 番地 3 一宮市民協働センター1F及び 一宮市民協働センター第 2 庁舎 1F (各 幅 1.2m以内かつ設置面積 1㎡未満)	2 台	清涼飲料水	20,280 円

※設置場所及び周辺状況については、別紙 1～4 のとおり。

- (1) 外形寸法上限等には、使用済み容器の回収ボックスは含みません。
- (2) 清涼飲料水は缶、ビン、ペットボトルで密閉された容器とします。
- (3) 販売価格については、定価（標準小売価格）から 10 円以上減額した価格とすること。
- (4) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人及び法人に限り応募することができます。

- (1) 個人の場合：令和 5 年 3 月 1 日現在、宍粟市に住民票がある者  
法人の場合：令和 5 年 3 月 1 日現在、宍粟市内に本店、支店等がある者
- (2) 令和 5 年 3 月 1 日現在、宍粟市内で自動販売機（清涼飲料水）の設置業務を営業する者、若しくは宍粟市内で清涼飲料水の販売業務を営業する者で、1 年以上の実績を有していること。
- (3) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 市税や市に納入義務のある料金等を滞納している者
  - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
    - ・成年被後見人
    - ・未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - ・破産者で復権を得ない者
    - ・一般競争入札の参加が認められない者
  - ③

- ③ 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者

### 3 募集条件等

#### (1) 貸付料等

- ① 貸付期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

また、貸付料の滞納、契約書に定める義務を履行しない場合等は、契約を取り消すことがあります。

- ② 貸付料

ア 最も高額の見積価格を提案した業者を設置業者とし、その額を年額貸付料とします。

イ 貸付料は、宍粟市が発行する納入通知書により、宍粟市が指定する期限までに納付すること。

ウ 貸付許可の期間に 1 か月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて 1 か月とします。

- ③ その他必要経費等自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）並びに維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の稼動に必要な電気代についても全額設置事業者の負担とし、宍粟市が発行する納入通知書により、宍粟市が指定する期限までに全額納付すること。

- ④ 自動販売機は、指定場所に指定した外形寸法を超えないものを設置すること。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行うこと。

#### (2) 貸付条件

貸付期間中は、次のことを遵守すること。なお、宍粟市は、貸付物件について随時実地調査を行い、又は売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 貸付料を宍粟市が指定する期限までに確実に納付すること。

- ② 貸付期間中に、法令の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。

- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、宍粟市の指示に従うこと。

- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機の設置に努めること。

- ⑥ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水と

し、一般市場で認知、支持を受けている商品を販売すること。また、商品の選定にあたっては、施設管理者と調整すること。販売が適当でないとして施設管理者が判断した場合、他の商品と差し替えること。

- ⑦ 販売価格については、定価（標準小売価格）から10円以上減額した価格とすること。

### (3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。なお、宍粟市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶・びん・ペットボトル等）の回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

### (4) 契約の取消し

契約の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格等に適合しない状況となったときは、契約を取り消すことがあります。

- (5) 貸付許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3か月前までに宍粟市に書面により通知すること。この場合、納入済の貸付料は還付いたしません。
- (6) 貸付期間が満了又は契約が取り消された場合により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宍粟市に請求することはできません。

## 4 質疑について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質疑は、質疑書に記入の上、まちづくり推進課までFAXで提出してください。これ以外の方法によるものは受け付けません。  
一宮市民局まちづくり推進課FAX（0790）72-1596
- (2) FAX送信後は下記まで電話連絡をしてください。  
一宮市民局まちづくり推進課TEL（0790）72-1000
- (3) 質疑の受付は、令和5年3月10日（金）午後1時までとします。

- (4) 質疑の回答は、宍粟市ホームページ（<http://www.city.shiso.lg.jp>）にて公表します（令和5年3月13日（月）午後1時以降）。個別の回答は行いません。

## 5 応募申込方法等

### (1) 提出先

〒671-4192 宍粟市一宮町安積 1347 番地 3  
宍粟市一宮市民局まちづくり推進課

### (2) 提出期間

令和5年3月6日（月）から令和5年3月16日（木）まで（閉庁日を除く）  
午前9時00分から午後5時00分まで  
※ 申込書類は、持参で提出してください。

### (3) 申込に必要な書類

#### ① 応募申込書

#### ② 応募価格提案書

#### ③ 自動販売機設置状況報告書及び確認書類（契約書等）

※店舗等で清涼飲料水を販売している方は提出不要

#### ④ 身分証明書（戸籍担当窓口で発行されます）

ただし法人の場合は、登記事項証明書（写し可）を提出すること

※申請日の3か月前までの証明を有効とする

#### ⑤ 市税及び国民健康保険税（宍粟市に納税義務があるもの）の完納証明書（写し可）

ただし法人の場合は、法人及び代表者の納税義務があるものを提出すること

※申請日の前々月末までに納期限が到来したものが対象

#### ⑥ 各種 収納済証明書（宍粟市に納入義務があるもの）（写し可）

ただし法人の場合は、法人及び代表者の納入義務があるものを提出すること

（貸付資金・住宅使用料・水道使用料・下水道使用料・上下水道分担金・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）

※申請日の前々月末までに納期限が到来したものが対象

### (4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

#### ① 最低貸付料を下回るもの

#### ② 応募資格がないものが提案したもの

#### ③ 指定の期間内に提出しなかったもの

#### ④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印のないもの又はこれらが分明でないもの

#### ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

#### ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

### (5) 書類の提出方法

- ① 応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印するとともに、その封筒の表面に「**宍粟市自動販売機設置価格提案書**」、裏面に氏名（法人名）を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の提出先に持参すること。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 契約は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 一度提出された価格提案を辞退や訂正することはできません。間違いがないよう、十分注意して記載してください。
- ③ 提出した申込書等について、宍粟市からの内容についての確認、問い合わせには速やかに対応すること。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 募集物件に対し、宍粟市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ、最も高額に応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、くじ引き該当事業者が、諸般の事情により、宍粟市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の決定は、令和5年3月17日（金）の予定です。応募結果については、設置事業者の決定後、設置事業者及び落札金額及び応募事業者名並びに応募事業者全員の応募価格についても応募者全員に通知します。
- (4) 不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

## 7 問い合わせ先

宍粟市一宮市民局まちづくり推進課

〒671-4192

宍粟市一宮町安積 1347 番地 3

電話：0790-72-1000

Fax：0790-72-1596